

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾定款 新旧対照表(平成 21 年改正予定)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、我が国の伝統に根ざした音楽、芸能、美術、工芸、武道、スポーツ、住環境、食、着物その他あらゆる文化について、日本人及び外国人、児童から高齢者までの各世代、女性及び男性等、多様な人々の相互交流や文化体験・情報交換、<u>通訳案内士の品位の保持及び資質向上</u>等により、これまでの文化を継承しつつ、より魅力的な文化の創造・発展に努め、国際平和や環境の改善にも寄与することを目的とする。</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事3人以上<u>25人</u>以内</p> <p>(2) 監事1人以上3人以内</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面若しくは電磁的方法</u>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第28条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、我が国の伝統に根ざした音楽、芸能、美術、工芸、武道、スポーツ、住環境、食、着物その他あらゆる文化について、日本人及び外国人、児童から高齢者までの各世代、女性及び男性等、多様な人々の相互交流や文化体験、<u>情報交換</u>等により、これまでの文化を継承しつつ、より魅力的な文化の創造・発展に努め、国際平和や環境の改善にも寄与することを目的とする。</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事3人以上<u>15人</u>以内</p> <p>(2) 監事1人以上3人以内</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第28条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）</p> <p>(3) から (5) まで （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> （現行のとおり）</p> <p><u>この定款は、平成21年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）</p> <p>(3) から (5) まで （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>附 則</u> （略）</p>
--	--